

「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

地上デジタル放送推進北海道会議は、平成23年(2011年)7月24日の地上デジタルテレビ放送への完全移行まで2年余となった今般、道内の地デジ受信環境及び送信環境の整備並びに視聴者支援を一層円滑、かつ、確実に行うため、「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」(2008年12月1日地上デジタル推進全国会議)を踏まえ、寒冷積雪地である北海道の地域性を考慮し、関係者の地デジ普及推進の取組及び目標等を別紙のとおり定める。

なお、地上デジタル放送推進北海道会議に参加している主体は、本アクションプランに記された事項について、着実な実施を図るとともに、その過程で取組を強化すべき場合には時期を逸することなく取組を見直すこととし、その上で、平成21年度(2009年度)末までに、次期のアクションプランを策定する。

別紙

I 受信環境

1 辺地共聴施設(自主共聴(地方公共団体又は組合管理のもの))

(1) 施設の把握、働きかけ

未対応の施設が残らないよう、施設の把握、改修働きかけを継続する。

国等の支援策活用が可能なものは円滑に支援。

(2) デジタル化対応(目標)

次の目標を掲げて取り組む。

現行(平成21年3月末現在)把握の325施設・デジタル化改修済み51施設(15%)

平成22年(2010年)3月時点で約200施設(62%)をデジタル化

平成23年(2011年)3月まで全施設(100%)をデジタル化

2 辺地共聴施設(NHK 共聴)

NHK共聴については、NHKにおいて計画的に改修等を進めることとする。

現行(平成21年3月末現在)把握の396施設・デジタル化改修済み108施設(27%)

平成22年(2010年)3月時点で約250施設(63%)をデジタル化

平成23年(2011年)3月までに、ほぼ全施設の対応を完了

3 受信障害対策共聴施設(国若しくは地方公共団体管理のもの又はその他一般管理のもの)

(1) 施設の把握、働きかけ

未対応の施設が残らないよう、施設の把握、改修働きかけを継続する。

支援策活用が可能なものは円滑に支援する。

(2) デジタル化対応(目標)

次の目標を掲げて取り組む。

現行(平成21年3月末現在)把握の3,350施設(国、地方公共団体管理のものを含まない。)中、デジタル化改修済みは928施設(28%)。

(国又は地方公共団体管理のものを含めた場合、4,343施設、改修済みが1,326施設(31%))。

平成22年(2010年)3月時点で約1,800施設(54%)のデジタル化

平成23年(2011年)7月まで全施設(100%)のデジタル化

なお、国・地方公共団体管理の993施設は、平成22年(2010年)12月末までに全施設(100%)をデジタル化(5項に再掲)

4 集合住宅共聴施設(国若しくは地方公共団体管理のもの又はその他一般管理のもの)

(1) 施設の把握、働きかけ

対象施設の把握、改修働きかけを継続する。

(2) デジタル化対応(目標)

次の目標を掲げて取り組む。

平成22年(2010年)3月時点で約85%をデジタル化

平成23年(2011年)7月まで全施設(100%)をデジタル化

なお、国・地方公共団体管理のものは、平成22年(2010年)12月末までに全施設(100%)をデジタル化(5項に再掲)

5 公共施設

デジタル化対応(目標)

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」(H20.7.10 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定)を踏まえて、対象施設のデジタル化対応を継続する。

平成22年(2010年)12月末までに全施設(100%)をデジタル化

6 ケーブルテレビ

デジタル化対応(目標)

次の目標を掲げて取り組む。

現行(平成21年3月末現在)の13施設・デジタル化改修済み4施設(31%)

平成23年(2011年)初頭までに全施設(100%)をデジタル化

新たな難視地区等の難視聴世帯の巻き取り(可能な範囲)

II 送信環境

1 中継局整備(目標)

平成20年末までに完成した39局所223中継局に加え、中継局ロードマップに沿って平成22年(2010年)12月末までに合計181局所1097中継局の整備を完成させる。

平成21年(2009年)中に、NHK64局所128中継局、民放64局所281中継局の整備

平成22年(2010年)中に、NHK78局所156中継局、民放69局所309中継局の整備

このうち、民放が自力建設困難とする平成21年度(2009年度)建設の22局所95中継局、平成22年度(2010年度)建設の66局所296中継局について、デジタル中継局整備支援事業(国庫補助金)を有効かつ適正に活用する。

※平成21年度分の22局所には、平成20年度補正案件(平取局1局所5中継局)を含む。

なお、寒冷積雪等を考慮し、開局後速やかに受信調査等の地デジ対策が実施できるよう中継局整備を進める。

2 新たな難視地域の調査・対策

平成20年末までに実施した新たな難視調査の結果を平成21年3月末までに取りまとめ、平成21年8月までに対策を行う地域、対策手法等を見極め、「地上デジタル放送難視地区対策計画」を公表、対策の検討、対策を進める。以後、開局している中継局に係る同様調査、対策を進める。国の支援等により平成23年春までに対策を行い、デジタル難視聴世帯の数の最小化を目指す。

3 デジタル混信地域の調査・対策

平成21年(2009年)8月までにデジタル混信地域の实地調査を実施し、混信の有無を見極める。以後、開局している中継局に係る同様調査等を進める。

混信が生じる地域については、個別の対策計画を策定し、関係者の協力により、具体的対策を進める。

Ⅲ 視聴者保護・支援

1 「悪質商法」対策

高齢者等の被害防止のための注意喚起、周知活動を関係機関と連携して取り組む。

2 高齢者等への支援

自治会、町内会、福祉施設等の場を活用したきめ細かな説明会を行う。高齢者だけの世帯等、個別の支援を要する個々の世帯に対して訪問等による支援を行う。

以上